

飯田市こども発達センター

ひまわり



飯田市こども発達センター ひまわりの理念*

すべての国民が障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する
かけがえのない個人として尊重されるものであるという法の理念のもと、
さまざまな障害やつまずきを持つ子どもが、現在から将来にわたり、
その持てる力を十分に発揮した生活を営めるよう、総合的な発達支援や
相談及び地域支援を目指しています。

福祉型児童発達支援センター

児童発達支援事業(重症心身障害児の支援)

児童福祉法に基づく「児童発達支援センター」「重症心身障害児の児童発達支援事業所」として、家庭から通所する就学前の障がいや発達の遅れ・つまずきのあるお子さんを対象に一人ひとりに合わせた発達支援を実施し、家庭と協力して心身の成長発達を援助します。

対象

各市町村から利用に係る受給者証の交付を受けた就学前の児童

定員

41名
(内5名重症心身障害児枠)

開園日と時間

祝祭日をのぞく月曜～金曜
9時から15時まで

費用

世帯の収入及び資産の状況により利用料を決定します

外来相談

通所支援の利用を希望されるご家庭には、外来担当者との相談の中で、通所に際しての説明をします。

通所申請 (市町村窓口)

通所申請を市町村窓口へ提出します。

受給者証交付 (市町村窓口)

通所判断により、利用に係る受給者証の交付が行われます。

こども発達センター ひまわり 通所決定



地域療育事業

在宅の障がい児等の地域における生活を支えるため、発達の遅れなどの早期発見をし、個別相談及びグループ活動と保育園・幼稚園・学校現場への訪問を通じて、トータルに支援します。また専門家による発達検査や進路相談等もできます。

対象

0歳から18歳未満のお子さん

費用

無料

利用できる時間

祝祭日をのぞく月曜～金曜
9時15分から17時まで

回数

個別は月1回程度



こんなところです!



沿革

- S. 47. 10 心身障がい児通園事業として「飯田市立ひまわり学園」発足。
- S. 52. 4 児童福祉法認可施設「知的障がい児通園施設」として現地に園舎が建設され、学校教育も併せて実施される。
- S. 60. 4 飯田養護学校開校に伴い、「ひまわり学園」は幼児化される。
- H. 10. 10 県より「障がい児者地域療育等支援事業」を受託。
- H. 11. 4 新園舎竣工「飯田市療育センターひまわり」と改め、地域療育の拠点として歩み出す。
- H. 15. 1 県より「重症心身障がい児(者)通園事業」を受託する。
- H. 15. 4 「重症心身障がい児(者)通園事業」のための増築工事を行う。
- H. 19. 4 県より「障がい児等療育支援事業」、南信州広域連合より「障がい者(児)相談支援事業」を受託する。重症心身障がい者成人の受け入れを始める。
- H. 24. 4 児童福祉法の改正により知的障害児通園施設から児童発達支援センターとなる。名称を「こども発達センターひまわり」に改名しスタート。また、県の委託事業「重症心身障害児(者)(B型通園)」は、制度上無くなり、新規の児童発達支援事業となり、児童に特化する。

案内図



〒395-0821 飯田市松尾新井5933番地2
 TEL (0265)-23-6097 FAX (0265)-23-6091
 E-mail : himawari@city.iida.nagano.jp